

令和 5 年 1 0 月

富士市農業委員会会議 議事録

1 開催日時 令和 5 年 1 0 月 1 2 日（木） 午前 9 時 3 0 分から 1 0 時まで

2 開催場所 富士市役所庁舎 8 階 政策会議室

3 出席委員
農業委員会会長 1 7 番 渡邊 萬里
農業委員会会長職務代理者 1 番 望月 稔

委 員
2 番 望月 英俊
3 番 田村 英俊
4 番 高井 修一
5 番 谷津倉 寛
6 番 笹古 時男
7 番 渡邊 武敏
9 番 鈴木 一孝
1 0 番 新舟 進
1 1 番 長尾 忠
1 2 番 佐野 隆洋
1 3 番 佐藤 正職
1 4 番 渡邊 哲史
1 5 番 太田 篤子
1 6 番 安藤 公男
1 8 番 後藤 環
1 9 番 藤田 哲哉

4 欠席委員
8 番 近藤 敏男

5 議事
（1）農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

6 農業委員会事務局職員員
事務局長 原 清浩
統括主幹 深澤 公保
主幹 野村 昌寛
主査 武内 清高
主査 市川 由美恵

会 長

まず、議事に先立ちまして、会長より議事録署名人を指名いたしますが、会長より指名しても、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議がないと認め 9 番 鈴木一孝 君、1 0 番 新舟進 君の両名を本日の会議の議事録署名人に指名致します。

次に、本日の会議書記につきまして、農業委員会事務局職員の市川主査を指名いたします。

それでは、次第 4 の議事に入ります。

議事（1）「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項」について」ですが、これにつきましては先に配布してあります富士市農業委員会会議議案により審議を進めます。

お手元の議案の 3 ページ、議第 3 4 号農地法第 3 条の規定による許可決定についての審査から、報第 5 0 号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書についてまでの、計 4 件を順に議題に供します。

事務局に朗読させます。

事務局（担当）

（議案朗読）

会 長

最初に、議案 5 ページの議第 3 4 号 農地法第 3 条の規定による許可決定について、審議をお願いします。

	富士地区３８番についてですが、審議の前に、田村委員は当案件の関係者でありますので、一時退席をお願いします。 （田村委員退席） それでは、事務局から説明願います。
事務局（担当）	（議案朗読）
会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委 員（担当）	譲渡人は、高齢化にともない、申請地を耕作管理できなくなったため、農業経営の拡大を考える譲受人に申請地を譲渡したいということです。 譲受人は、現在、水稻、ハーブ類を栽培しており、申請地ではハーブを栽培していきたいということです。 大型の農機具を所有しており、申請地をしっかりと耕作管理すると判断します。
会 長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局（担当）	本案件は、全部効率利用要件を満たすなど、農地法第３条第２項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会 長	富士地区３８番についてご質問ございませんか。 （質疑なし） 質疑ございませんので、裁決に移ります。 富士地区３８番についてご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 田村委員は、席にお戻りください。 （田村委員着席） 次に、松野地区３９番、４０番は関連がありますので一括審議します。事務局から説明願います。
事務局（担当）	（議案朗読）
会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委 員（担当）	双方の申請地者は、ともに自分の農地と交換に自宅に近い農地を取得して、農業経営の効率化を図りたいということです。
会 長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局（担当）	本案件は、全部効率利用要件を満たすなど、農地法第３条第２項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会 長	松野地区３９番４０番についてご質問ございませんか。 （質疑） 質疑ございませんので、裁決に移ります。 松野地区３９番４０番についてご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）

	ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 次に、大淵地区４１番について、事務局から説明願います。
事務局（担当）	（議案朗読）
会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委 員（担当）	贈与者と受贈者は姉弟ということで、贈与者が耕作管理ができないため５年前から、受贈者に農地の管理を任せてきたということです。 受贈者は、現在、2,000㎡ほどの自作地で、野菜を栽培しており、申請地でも野菜を栽培するということです。 申請地をしっかりと耕作管理すると判断します。
会 長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局（担当）	本案件は、全部効率利用要件を満たすなど、農地法第３条第２項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会 長	大淵地区４１番についてご質問ございませんか。 （質疑なし） 質疑ございませんので、裁決に移ります。 大淵地区４１番についてご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で、農地法第３条の規定による許可決定についての審議を終わります。 次に、議案７ページの議第３５号 農地法第４条第１項の規定による許可決定について、審議をお願いします。 北部地区５番について事務局から説明願います。
事務局（担当）	（議案朗読）
会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委 員（担当）	申請地に隣接する駐車場と一体で、貸駐車場にしたいという申請です。
会 長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局（担当）	本案件は、宅地の状況が一定以上であることから第３種の農地と考えます。 また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。
会 長	北部地区５番についてご質問ございませんか。 （質疑なし） 質疑ございませんので、裁決に移ります。 北部地区５番についてご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で、農地法第４条第１項の規定による許可決定についての審議を終わります。 次に、議案８ページの議第３６号 農地法第５条第１項の規定による許可決定について、審議をお願いします。 大淵地区３２番について事務局から説明願います。
事務局（担当）	（議案朗読）
会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。

委 員（担当）	ソーラーシェアリング事業を３年更新するための申請です。
会 長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局（担当）	本案件は、営農型太陽光発電事業の要件である、通常収穫できるであろう数量の８０％以上を収穫している旨の報告があり、更新の要件は満たしていると考えます。
会 長	大淵地区３２番についてご質問ございませんか。 （質疑なし） 質疑ございませんので、裁決に移ります。 大淵地区３２番についてご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 次に、大淵地区３３番について、事務局から説明願います。
事務局（担当）	（議案朗読）
会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委 員（担当）	譲受人は、電気工事業を営んでおり、業務拡大にともない資材置場が不足してきたために、申請地を取得して資材置場と駐車場を整備したいという申請です。
会 長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局（担当）	本案件は、生産性の低い農地であることから、第２種の農地と考えます。また、転用基準に照らして、許可要件を満たしていると考えます。
会 長	大淵地区３３番についてご質問ございませんか。 （質疑なし） 質疑ございませんので、裁決に移ります。 大淵地区３３番についてご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 次に、須津地区３４番について事務局から説明願います。
事務局（担当）	（議案朗読）
会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委 員（担当）	譲受人の法人は、近隣の駐車場が不足していることから、申請地を取得して貸駐車場を整備したいという申請です。
会 長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局（担当）	本案件は、宅地の状況が一定以上であることから第３種の農地と考えます。また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。
会 長	須津地区３４番についてご質問ございませんか。 （質疑なし） 質疑ございませんので、裁決に移ります。

事務局（担当）
会 長
事務局（担当）
会 長

須津地区３４番についてご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で、農地法第５条第１項の規定による許可決定についての審議を終わります。
次に議案１０ページからの報告案件について、事務局から説明願います。

（議案朗読）

次に、議案４ページの専決報告について事務局より報告させます。

（議案朗読）

以上で、議事（１）農地法の規定に係る申請の審議及び報告を終わりとします。
以上で議事はすべて終了しました。

令和 年 月 日

農業委員会会長

同 委 員

同 委 員